【重要】建設工事 市内業者のみなさまへ 技術者情報登録内容の確認に関するお願い

市内の建設業のみなさまには、工事の配置技術者とするための技術者を業者情報管理システムに登録いただいておりますが、その資格の種類によっては、国家試験等の合格だけでなく実務経験が必要な資格があります。

つきましては、至急、本市の業者情報管理システムに登録されている技術者について、必要となる免状等と実務経験を有しているかご確認ください。

必要な免状等や実務経験年数を有していない技術者を登録されている場合は、速やかに業者情報管理システムにて削除申請をお願いします。

実務経験を要する資格の詳細は、 国土交通省がWEB掲載する「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」にて確認をお願いいたします。

（例）第２種電気工事士の資格にて、電気工事における主任技術者となるには

電気工事士試験合格後（免状交付日以降）、当該業種の実務経験が3年必要

入札にあたり、配置予定技術者が建設業法における配置技術者の要件を満たさないことが判明した場合は、入札無効となりますのでご注意ください。

技術者の確認のため、経営事項審査（経審）における技術職員名簿の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。